

## 宮崎労働局第10次粉じん障害防止総合対策

### 第1 目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置を講じなければならない。

また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれる。

本総合対策は、これら事業者が講じなければならない措置等の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、9次にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等を踏まえ、当該対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項に基づき今後5年間に於いて事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

### 第2 総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

### 第3 総合対策の重点事項等

#### 1 当局管内のじん肺新規有所見者の発生状況及び対策の推進状況

局第9次総合対策期間中(平成30年度から令和4年度)のじん肺新規有所見者(新規にじん肺管理区分2以上の決定がなされた者)数は14人で、局第8次総合対策期間中(平成25年度から29年度)の20人と比較して6人(30%減)の減少となった。単年でみると、平成30年度2人、令和元年度4人、令和2年度4人、令和3年度4人、令和4年度0人、となっている。

第9次総合対策期間中のじん肺新規有所見者数を業種別にみると、ずい道等建設工事業が3人、ずい道等建設以外の建設業が4人となっており、建設業が47%を占めている。

また、製造業が3人(セメント製品製造業1人、プラスチック製品製造

業 1 人、自動車整備業 1 人) となっている。

粉じん作業別では、石綿作業 4 人、鉋物等掘削作業 3 人、岩石・鉋物裁断等作業 2 人、粉状の鉋石等の袋詰め等作業 2 人の順となっている。

局第 9 次総合対策期間中の監督指導結果では、違反率 18% で、局第 8 次総合対策期間中の違反率 58% を大幅に下回っている。

違反内容別では、じん肺定期健康診断(じん肺法第 8 条)(違反率 12%)、健康管理状況報告(じん肺則第 37 条第 1 項)(違反率 6%)、局所排気装置の定期自主検査(粉じん則第 17 条 2 項)(違反率 4%)、呼吸用保護具の使用(粉じん則第 27 条 1 項)(違反率 3%) となっており、今なお粉じん障害防止に係る基本的な違反が少なからず見受けられる。

なお、ずい道建設工事については、粉じん関係の違反が見られないなど改善が図られている。

## 2 総合対策の重点事項

- (1) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (3) じん肺健康診断の着実な実施
- (4) 離職後の健康管理の推進
- (5) 局第 9 次総合対策 5 か年計画対象事業場のうち引き続き指導等を要する事業場に対する対策

## 第 4 局署の実施事項

### 局の実施事項

#### 1 関係団体等に対する指導等の実施

- (1) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請等

労働災害防止団体等の県支部、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」をはじめ、粉じん則及びじん肺法等関係法令に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を指導する。また、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等と連携し、粉じん作業を有する会員事業場に対する普及啓発活動の場を活用して粉じん対策に関する指導を行う。

- (2) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

ア 全国労働衛生週間準備期間の 9 月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」として、関係団体等に対し、当該月間中における各種行事等において粉じん対策に関する周知について要請する。

- イ 関係団体等を通じて、粉じん作業を有する会員事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。
- 2 建設工事関係者連絡会議等における要請の実施  
国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づく対策を実施するための経費の確保について要請を行う。  
また、「ずい道等建設工事における換気技術指針」についても、必要に応じ、参照するよう周知する。
- 3 中小規模事業場への支援  
中小規模事業場に対しては、宮崎産業保健総合支援センター又はその地域窓口である地域産業保健センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業（事業場訪問を含む。）等について周知広報を図る。  
また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。
- 4 じん肺診査における精度確保  
当局では、令和3年度から医療用モニターを使用した審査が可能となったところである。  
デジタル画像による診断に関しては、医療用モニターについて、平成23年9月26日基安労発0926第1号「「じん肺標準エックス線写真集」（平成23年3月）フィルム版及び電子媒体版の取扱いについて」の別添「「じん肺標準エックス線写真集」電子媒体版について」において具備すべき条件が示されているところであり、今後関係通達の改正が予定されていることから、改正がなされた場合は、当該通達に沿った対応とする。

#### 署の実施事項

##### 1 集団指導、個別指導及び監督指導等の実施

集団指導、個別指導及び監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、「事業者が講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法等の各規定に定める措置の効果的な周知徹底を図る。特に、重点事項である「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導を行い、じん肺健康診断実施

結果報告が未提出の事業場に対しては提出を指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分を含め、厳正な措置を講じる。

さらに、必要に応じ事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図る。

## 2 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく計画届出の提出徹底を図るとともに、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、引き続き重点的に監督指導及び個別指導を行うこととし、実施時期を考慮の上、原則として1年に1回は監督指導を実施する。

併せて、「ずい道粉じん対策ガイドライン」に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う。

## 3 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、その活用が望ましいことに鑑み、上記1及び2の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

## 4 建設工事関係者連絡会議等における要請の実施

国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、局の実施事項2に準じ、指導を行う。

## 5 関係団体等に対する指導等の実施

- (1) 労働災害防止団体等の支部、分会等、関係事業者団体等を通じて、局の実施事項1の(1)に準じ、指導を行う。
- (2) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施
  - ア 局の実施事項1の(2)に準じ、労働衛生週間説明会等において粉じん対策に関する説明を行う。
  - イ 粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

## 6 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、集団指導、個別指導及び監督指導等において宮崎産業保健総合支援センターにおける産業保健相談事業又は各地域産業保健センターにおける健康相談事業等の活用を図るよう指導する。